

平成 21 年 4 月 1 日

委託者 各位

りそな銀行

西武鉄道株訴訟控訴審判決について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第一審の請求棄却判決を受け、平成 20 年 5 月 7 日に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が控訴しておりました年金投資基金信託株式 C 口及び同 P 口に係る西武鉄道株訴訟の控訴審判決が本日、東京高等裁判所から言渡されました。その概要を取り急ぎ下記のとおり報告させていただきます。

記

1 請求額（概算額）

被告らは、連帯して、以下の金額及びこれに対する平成 16 年 11 月 18 日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。

りそな信託銀行（現りそな銀行）請求分：	金 1 8 億 7 3 百万円
（うち年金投資基金信託株式 C 口分）	金 1 3 億 6 8 百万円
（うち年金投資基金信託株式 P 口分）	金 5 億 5 百万円

2 判決要旨（一部勝訴）（概算額）

被告らは、連帯して、以下の金額及びこれに対する平成 16 年 11 月 18 日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。

りそな信託銀行（現りそな銀行）分：	金 1 億 4 9 百万円
（うち年金投資基金信託株式 C 口分）	金 8 0 百万円
（うち年金投資基金信託株式 P 口分）	金 6 9 百万円

上記のとおり一部勝訴の判決を得ました。上告等を含めた同判決に関する今後の対応につきましては、後日、改めて各委託者様にご報告させていただきます。

《このご案内は、株式 C 口・株式 P 口を保有していない委託者様にはご参考情報として送付させていただきます。》

以上

○本件に係るご照会先

本件に関し、ご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが弊社担当者又は下記までご照会ください。

りそな銀行

年金ソリューション部

TEL 03 (5223) 2059

FAX 03 (5223) 1974

年金ソリューション部（大阪）

TEL 06 (6268) 1845

FAX 06 (6268) 1819